

笠松町の建築物における木材利用推進方針

第1 目的

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下、法という。）及び岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に基づき、笠松町の建築物等における木材の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

当町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、当町が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、費用面で著しく合意性を欠かない範囲内において、岐阜県産材を使用するよう努めるものとする。

また、町内の公共建築物以外の建築物等において、木造化及び木質化、木製品の利用が促進されるよう働きかけるものとする。

第3 公共建築物の整備における木材利用の推進の目標

（1）公共建築物の木造化

当町が整備する公共建築物の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

なお、耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して積極的に木造化を図るなど、木質耐火部材や CLT 等の新たな木質部材の活用を図るものとする。

（2）公共建築物の内装等の木質化

当町が整備する公共建築物について木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、積極的に内装等の木質化を図るものとする。

（3）備品等における木材利用

公共建築物に導入する備品については、施設材の木材を用いた製品を積極的に導入するものとする。

第4 土木工事における木材利用の推進

当町が行う土木工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで間伐材等地域材及び木製品を積極的に使用するものとする。

第5 公共建築物の普及・PR

公共建築物等の管理者は、町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努める。

第6 委任事項

この方針に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この方針は、平成29年10月16日より施行する。

附 則

この方針は、令和5年9月13日より施行する。